

令和4年8月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分  
 2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室  
 3. 出席委員 農業委員11名 農地利用最適化推進員9名  
 会長 1番 松村 勘兵衛  
 会長職務代理 2番 辻 尊志  
 農業委員 3番 北山 謙治  
 4番 須見 則雄 委員  
 5番 山口 拓雄  
 6番 山内 百合子  
 7番 高野 忍  
 9番 吉田 武博  
 10番 滝本 和子 委員  
 11番 田中 政男  
 12番 酒井 清泰

- 農地利用最適化推進委員 1番 横山 定守  
 3番 田中 昭司  
 4番 吉田 新一  
 5番 前田 壽夫  
 6番 松井 喜治  
 7番 松田 数実  
 8番 林 博史  
 9番 廣瀬 介治  
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第26号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第27号	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第28号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第29号	勝山農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について	保留
議案第30号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項)
- ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 鳥山 健一 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

## 6.議事

川村係長

ただいまから、令和4年8月定例農業委員会を開催いたします。事務局長ですが、災害の対応の関係で遅れてまいります。申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

本日ですが、推進委員の坂上委員は欠席の旨お聞きしております。牧野委員は連絡がございましたが、遅れていらっしゃるか、後ほどご連絡があるかと思われます。

それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長

(会長あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。

委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

川村係長

ありがとうございました。

では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長

(松村会長)

これより本日の会議に入ります。

事務局より8月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長

(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、本日の議事録署名委員を

5番山口 拓雄委員、6番山内 百合子委員の両名にお願いします。

これより議事に入ります。

日程第1 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長

(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。

吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員

先般、現地確認を行った結果、写真の1と2を見ていただくと分かるように、ここ最近は何もしていない状態ですが、現地確認した限りでは農地として、畑作や水稻ができるような状態にはなっておりました。よって認められるものと思われます。以上です。

議長

(松村会長)

ありがとうございました。

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。

議案第25号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員

異議なし

議長

(松村会長)

それでは、議案第25号は、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、日程第2 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長  
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。  
須見委員より報告をお願いいたします。

須見委員

1番の堀名中清水の砂利採取についてですが、8月17日に現地確認を行いました。ここは非常によい圃場で、見た様子では問題ないかと思えます。特に隣接する土地、田んぼについても作付けに問題はないかと思えます。また、大型トラックの出入口についても幅員もございませし、通行量が多い場所でもありませんので、良いと思っております。  
続いて、2番の方を説明させていただきます。こちらも同日に現地確認を行いました。8ページの資料を見ていただくと分かるのですが、先ほど細かい説明がありましたが、隣は母屋ということでしたし、日照の話もありましたが、平屋ということでは問題はないかと思えます。農業的には問題はないかと思えますが、ひとつ心配なのは、角に消火栓と格納庫があるのですが、そこがどうなるのかなど。塀でもあれば問題ないかと思えますが、平坦で出入口になっていると、ちょっと危ないかなと思えます。その他は問題ないかと思えます。以上です。

議長  
(松村会長)

ありがとうございます。  
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

事務局

先ほど、須見委員からご指摘のございました消火栓等につきましてですが、関係課に確認を行っております。この案件については認識しておりまして、今のところは移設しなくても良いとの判断で、移設予定はないとのことでした。

委員

分かりました。

議長  
(松村会長)

その他ございませんか。  
ないようですので、これより採決いたします。  
議案第26号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長  
(松村会長)

それでは、議案第26号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。  
続きまして、日程第3 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）及び、日程第4 議案第28号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。  
これらは関連がありますので一括して行います。  
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長  
(松村会長)

それでは審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより採決いたします。  
ではまず、議案第27号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員

異議なし

議長  
(松村会長)

それでは、議案第27号については、承認することに決しました。  
続いて、議案第28号について採決いたします。  
議案第28号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第28号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第5 議案第29号 勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	こちらにつきましては、事業者が勝山市でございますので、担当の建設課職員に同席をお願いしております。よろしく願いいたします。 (説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 田中委員より報告をお願いいたします。
田中政男委員	17日に現地確認を行いました。細かい説明は事務局よりございましたが、農業振興地域内の農用地ということで、基本的には許可できないものです。ですが、公園内の駐車場に大学の校舎を建てるということで、代替として、隣接のこの農地を公園の駐車場にしたいということです。地域の振興を考えると、やむを得ないということで、問題ないと判断いたします。以上です。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中昭司委員	この新しい駐車場は勝山市所有の土地になるのですか。
笠松建設課長補佐	建設課の笠松と申します。よろしく願いいたします。 市で買収を行い、勝山市の土地になります。
田中昭司委員	これは、恐竜博物館の駐車場なので、県の所有のものではないのですか。
笠松建設課長補佐	長尾山総合公園自体は市の公園でございまして、そこに大学を誘致させていただきました。大学を誘致した部分は公園の面積から除外となるのですが、もともと市の用地として必要であった駐車場を公園の外で、市の方で確保することとなりました。
田中昭司委員	そもそもこの駐車場は恐竜博物館のための駐車場ではないのですか。
笠松建設課長補佐	今いちばん大きな施設としては博物館となっておりますが、市の公園の中の駐車場ですので、公園に訪れた方も利用しますし、市の施設となっております。
田中昭司委員	おかしいでしょう。これは県が所有すべき土地ではないのでしょうか。
笠松建設課長補佐	そういったご意見もあるかと思いますが、現在、奥越で大学は一つもない中で、若者の定住や交流といった市の活性化を踏まえて、大学を誘致しているということもあり、代替地は市で整備をさせていただきます。
田中昭司委員	ちょっとおかしいと思います。所有はあくまで県が持つべきでは。いままでも市はおかしなことをやっている。恐竜博物館自体は県の所有であるのに道路は市が除雪をしているとか。やっていることがおかしいのではないのでしょうか。

笠松建設課長補佐	確かに、博物館は県の施設となっております。底地は市の方でお貸ししているのですが、博物館の方に来てくださっているお客様は、市内の飲食店等、経済活動にも影響がございますので、市の方で公園の整備や今回の誘致もさせていただいております。
北山委員	関連の質問です。いきなりこれを出されても…大学がここでなければいけない理由、経過を示して欲しい。そしてこの駐車場、ここに停めて、歩いて恐竜博物館まで何分かかりますか。 第3駐車場を潰さないといけない理由、その経過も分からないのに、いきなり出されても、簡単に「はい」とは言えません。私ら市民は何も分かっていない。だったら、大学をここ（申請地）に持っていけばいいという話になる。そしたら代替など何も関係のないこと。だから、そういう経過を説明してもらえないと、農業委員会として分かりましたとは言えません。建設課の課長や技幹は出て説明しないのか。いち係が出てきて、きちんと説明ができるのですか。
事務局	資料が足りないとのこと指摘もございましたので、補足の資料の準備をさせていただきます。また、建設課の上司の都合がちょっと分かりませんが、確認をさせていただきますして、こちらへ来て、説明を改めてさせていただきたいなと思います。議案第29号については、後回しにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
北山委員	これは議会を通っているのですか。
笠松建設課長補佐	昨年度の2月に県議会の方で、勝山市に誘致が決まりまして、今年度、公園区域の変更や測定の予算を3月の当初予算で要求させていただきまして、承認していただいております。
北山委員	恐竜学部ができるというのは聞いているが、駐車場が田んぼのところに行くというのは初めて聞いた。学校が下（申請地）に行ってはいけないのかなど、議論は進んでいるのか。そういったのが広報に載っていたのか。この申請地の田んぼは、恐竜博物館ができたとき一時駐車場にした田んぼとは違うと思うがどうか。
事務局	違います。それは、今回よりもう少し上です。
北山委員	だから、今回の申請地から歩いて博物館まで行くとなると、冬は雪があり、夏は暑くて大変である。お客さんが歩いて行くより、学校がこちらにあって、博物館に行くときに学生が歩くでもいいのではないかと。土日に駐車場がいっぱいになると、みんな歩かせなければいけない。何でも県の言うなりにしているのでは。議会はコロナで時間が決められてはいるけれど、いまごろ準備とは何事だ、言えば通ると思っているのではないかと。こんな大事なことは技幹なり上が出てきて説明しないといけない。あなたたちで説明ができるのか。
笠松建設課長補佐	上司と話をしてきます。
松田委員	このご時世、条件の悪い田んぼの遊休農地がどうか言っているのに、こんなに良い圃場を簡単に潰して、条件の悪い田んぼは誰か作ってくれというのはいかがなものか。こんないい場所を潰して、悪い場所は作れなど、だれが作ってくれるのだろうか。相当の面積があるこんな一等地を潰すのは、条件の悪い田んぼを持つ方たちは怒ってしまうと思う。
議長 （松村会長）	お気持ちはよく分かります。しかし、公共施設などは、こういうことが多いように思います。山間地などの、条件の悪い農地を使ってくれるのであればいいのですが、なかなかそういう訳にはいかないものです。

松田委員	そういう立地的なことについては分かりますが、面積で考えると、1町歩の面積ですよ。これを簡単にアスファルトを敷いてしまうというのは、条件の悪いところで作っている人からすると、あほらしくて作れないと思います。
議長 (松村会長)	気持ちは十分にお察しします。
須見委員	現地確認を私もさせていただきました。恐竜はほとんど子どもが対象ですよ。申請地を駐車場にして恐竜博物館までの道を歩かせるのか、それともイベント的に恐竜の電動車を走らせるとか、そういったことは何かお考えなのでしょうか。そういったことも考えた上で、こういう計画になったのであれば、分からなくもないのですが、学校が建ったとしても、学生なので、歩いてもそんなに大変ではないが、小さな子どもや年配の方を歩かせるのはどうなのかなと思います。現地確認のときも、確かに経緯の説明は何もなく、ここです、と言われただけでした。
議長 (松村会長)	北山委員から話があった駐車場と大学を逆にすると不都合というか、無理な理由があったのでしょうか。そういった議論はしていないのでしょうか。
笠松建設課長補佐	実際に県と協議を行っている職員の話によりますと、大学と研究機関とを近くして連携を取りたいということで第3駐車場で建設ということになりました。また連絡通路を設ける案も聞いております。
北山委員	どこまで検討したのかは知らないけれど、この駐車場の面積くらい、周りにあったのではないのでしょうか。なぜ土地改良まで行った農地にするのか。そういう経過を全部説明してくれないと。市が購入するのですよね。
笠松建設課長補佐	はい。
北山委員	長尾山の上の方で、買ったけど開発できていない部分があるでしょう。そことの距離の関係は調べたのか。わざわざ土地改良した田んぼを潰してまで…しかも結構な面積になりますよ。地主にもう支払はしたのですか。農業委員会は農地を守るのが仕事なので、私たちが納得する説明をしてください。できないのですか。資料も出さず、「はい」とは言えません。なぜこんな大事な話に技幹が出てこないのか。何をしているのか。
議長 (松村会長)	いろいろ問題もありますし、答えられない部分もあるようですので、この議案につきましては、後ほど説明していただき、その後に審議をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。 では、続きまして、日程第6 議案第30号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①、②については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	1番は15ページの写真を見ていただくと、車庫が建っておりまして後ろにも空地があるのですが、現地をみると、横は神社でした。この土地は神社で催し物があると、駐車場として利用していたと聞いております。そして、この後ろの方にも道があり、そこからも車が入れて、非常に所有者の方は区のために奉仕されてしていたのではと思いますので、認めてあげたいと思います。続きまして、2番については、事務局より説明を詳しくしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

事務局	(説明)
須見委員	説明ありがとうございます。経緯について少し不明な点もありますが、私としては非農地であるかどうかの判断といたしましては、見たところ、水が入るところもございませんし、畑もできそうな場所ではありませんので、非農地としては認めてあげたいと思います。以上です。
議長 (松村会長)	みなさん、ご理解いただけましたでしょうか。隣地の地主が不明ということで分筆が非常に大変な状況と聞いております。こういった土地は実は珍しくありません。基本的には分筆しなければいけないところですが、須見委員の報告にもございました通りの状況でございますし、そのあたりを考慮していただけないかなと思います。そういうことを含めて今回、提案させていただいております。
廣瀬委員	現況証明の1番の方ですが、資料と議案とで名前の漢字が異なっていますが、どちらが正しいのでしょうか。
事務局	申し訳ありません。議案の方が正しいです。資料の訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。
議長 (松村会長)	その他よろしいですか。では、③～⑤については田中委員より現地確認の報告をお願いいたします。
田中委員	3、4番については同じ横倉の同字ですから、合わせてご報告させていただきます。3番の方、4番の方は相当前に離農されています。資料をご覧のとおり耕作放棄状態です。4番の方については市内にいらっしゃるということで、写真を見ていただくと、囲いがあり家庭菜園として使用されていた様子があります。しかし、近年獣被害がひどいことと、先般の豪雨の被害により、申請地も野津又川の上流にありますので、水害を受けており、完全に非農地であると判断いたしました。それから、5番目につきましては24.25ページを見ていただくと、こちらも相当前に離農され、今日まで放棄されている状態です。写真のとおり、雑木林になっており、一部山林化しております。またこちらでも今回の豪雨でかなりの水害を受けておりますので、非農地であると判断いたしました。以上です。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 ⑥、⑦については吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	6番の森川ですが、資料の27.28ページを見ていただいた通り、家のそばにある庭で、とても農地として利用できるような感じは見受けられません。また、7番ですが、若干、畑をしたような跡はあるのですが、場所によっては宅地で、家や車庫が建っているようなところもありまして、これも農地とは言えませんので、非農地であると認めたいと思います。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第30号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第30号については、原案どおり承認することに決しました。

議長  
(松村会長)

では戻りまして、議案第29号 勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題とします。事務局の説明はございましたので、建設課の方から質問に答えられるような説明をお願いいたします。

北山委員

(配布資料の中で) 第3駐車場はどれですか。

事務局

博物館のすぐ左手側でございます。

北山委員

説明の前に、この駐車場の稼働率はどうなっていますか。稼働率をきちんと出して、だから第3駐車場が必要だと言わないと。今、第4駐車場まである。(公園内)全部で何台分止められるのか。1000台分はあるはずだ。この第3駐車場の稼働率はどうなっているのか。普通の日でも埋まるのか、土日だけ埋まるのか、そういったことが何も分からないだろう。30分や1時間じゃ済まないよ、こういった質問をしだすと。説明の人が2人から4人になったけれども、稼働率の説明をしてください。これだけ使用しているのだから、下に駐車場を作らなければいけないという理由を説明してください。この資料だけで、「はい」と誰が言えるのか。何もデータがない。議会の時の説明だと、1000台分の駐車スペースがあるはずですよ。

議長  
(松村会長)

北山委員のおっしゃることは、仮に第3駐車場がなくなったとしても、収容台数的には大丈夫ではないかということで、それでは大丈夫でないという説明を、根拠を示してほしいということですよ。

北山委員

そうです。田んぼを潰してまで、駐車場を作らなければいけない理由、稼働率がどうやとか、どうしても必要だと言うのなら、説明をしてほしい。こんなに広い山があるのなら、公園敷地として購入しているのだから、山に作ってはどうか。わざわざ田んぼをまた買うのか。市が購入するのか。地主はもう返事しているのか。農業委員会があかんといった場合はどうなるのか。そこを聞かせてください。

事務局

今回の議案に関しましては、勝山農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取です。農業委員会及び奥越総合農林事務所、JA、土地改良区に意見を求めるように定められています。今現在、こちらの土地は、土地改良区を離れていまして地元の負担はないとのことで、土地改良区からの意見はございません。関係機関の意見を聞いた上で変更の手続きを行うことになっております。もし、仮に今回、農業委員会で反対となった場合は、反対の意見を付して、県に申請を行うことになり、最終的な判断は県が行います。

北山委員

こういった話が農業委員会に出てくるとは思わなかったもので、何も調べてこなかった。結局、県が買ってくれるのか。無償貸与になるのか。

谷内未来創造課長

県には無償貸与ということで進めております。

北山委員

そういう書類があるなら見せてください。口だけで言ってもあかんよ、こんな難しい問題を。農業委員会が反対しても、県がちゃんとしてくれるということでしょう。

事務局

最終的な判断は県になります。

北山委員

だったら、農業委員会にかける必要がないのでは。県に判断してもらえばいい。

事務局	判断材料として、農業委員会の意見が必要ということでございます。
北山委員	稼働率をきちんとだして、どうしてもこれが必要であると言うのか、土日だけだから我慢できると言うのか、山で駐車場を作れるところがないのか、いろんな検討を行った資料を出してください。議会を通っているのなら、あるのではないですか。議会では検討を行わず、大学やていだろうとなっているのか。それはしないのではないかと。県に無償貸与すると新聞に載っていたか。博物館もただで貸している。朝倉遺跡は県が購入している。
谷内未来創造課長	無償貸与については、県と大学誘致を進めていく中で、話し合いを行っているところでございます。今から立地協定書のようなものを結ぶ段階で、無償貸与という言葉は書面の中で出てくることとなると思います。
北山委員	資料はどこまで出せるのか。私が言ったものは出せるのか。うちの駐車場を潰すということは、代替地は県に買ってもらわないといけないのでは。ここを提供するのであれば。議会で問題にならなかったのか。地面を買うともう約束してあるというでしょう。そして、市の農業委員会が反対しても、判断は県だという。だったら、私たちは何もする必要がないのではないかと。
議長 (松村会長)	農業委員会は意見徴収だけですので、農業委員会としてはこういう意見ですという意見を付す必要があるということですね。
北山委員	議案としてでていますよ。
議長 (松村会長)	議案としてでておりますが、決定は県の判断となります。
山内委員	恐竜博物館とこの駐車場建設地の距離があることと、なぜこの場所かということですね。こんないい農地を潰してまで、ここでしなければいけないのか。山がいっぱいあるのに、なぜここのかという気持ちと、そして我々は農地を守るという立場ということから考えると、反対かなと思います。
田中昭司委員	今貰った資料は、何も意味がないと思います。これで、説明したつもりかもしれませんが、みなさん理解ができたのかなと。北山委員のおっしゃったことに私も概ね賛成ですけれども、最終的に県が決めるというのであれば、ここで審議する必要がない。県が直接、田んぼの所有者と話をし、県が買収すればいいことだ。勝山市は何が関係するのか。
議長 (松村会長)	こういった（農業振興整備計画の変更の）議案については、農業委員会の意見を伺うという、一つの行程が入ります。そういう風に決まっているので、市の農業委員会がだめだと言ったとして、県が農業委員会の意見を尊重するのはわかりませんが、意見の一つとして、県が判断、決定を行うことになります。
北山委員	稼働率がどうなっているのか、この駐車場が必要という説明が必要だ。現在の第3駐車場より駐車台数が増えるのか。ここ（申請地）を買って、いつ見ても、1台も停まっていなかったら、なぜ、ここを買ったのか、ということになる。そういうデータをきちんと出さないと。だから必要なのだというところを。今の議員さんはそういったことは言わないのか。なあなあで行ってしまうのか。良くないな。
議長 (松村会長)	これは私事の意見ですが、大学を誘致するということで無償という、ある意味勝山市の弱みですね、そういったものがあるのかなとは思いますが。

北山委員	県が代わりに建ててやろうというのであればいい。県がそこを使うのだから、代わりに下に建てるというのなら。でもそうではなくて、勝山市が買って、勝山市が作るのでしょうか。だから納得がいかない。恐竜学部もいまさるところへ行くということはないだろう。
谷内未来創造課長	現在の第3駐車場は、恐竜博物館と近く立地的にとっても良いということで、長尾山総合公園の中でもこの第3駐車場にキャンパスをと、県の方もぜひともお願いしたいということで、市と県とで合意をし、了承したというところでございます。学生が通うこととなりますが、こちらはやはり渋滞が起きますので、そういったときに大学の授業に遅れたりするということも懸念されます。資料の黄色い線で結んでありますここを長尾山総合公園の非難経路を兼ねておりますが、大学の学生が使う専用ではありませんが、学校へ行くための道ということで、この位置をうちで想定しているところでございます。当然、キャンパスにも駐車場が必要なので、現在の第3駐車場にはキャンパスと学生の駐車場がここに入るわけですけれども、どうしても法律の関係で、公園法の中で、都市公園の中に大学を作るとするのは禁止されています。これをなんとか長尾山総合公園の中で恐竜学部を作りたいと考えたときに、この第3駐車場のエリアを公園法から除外する方法を取りました。公園法からここを除外するにあたりまして、公園の外に新たな代替用地ということのを設けなさいということで、これも法律で決まっております。
北山委員	ちょっといいですか。設けると決まっているという、その法律を提示してほしい。法律で代替地を設けるとなっているのなら。
谷内未来創造課長	すみません、法律はございませんでした。私の間違いでございました。
北山委員	先ほど、法律があると言っていたではないですか。
谷内未来創造課長	すみません、私の間違いでございました。
北山委員	こちらが何も知らないと思って話してもだめ。議事録はきちんと残すのだから。
藤澤建設課長	建設課の藤澤でございます。ただいまの説明の中で、一部誤りがありましたので訂正をさせていただきます。公園面積を外で設けるという決まりがあるというのではなくて、勝山市全体で、いままで整備を行ってきた公園の面積がございしますが、これを維持をしてくださいという国の指導がございします。我々はいま、県立大学として誘致をする分につきましては、公園の中では作れないというか、公園の中に作れる施設は限られておりまして、その中に大学というものはないので、そのため、その理屈の裏を返すと、公園の面積から除外せざるを得なかったというのが実情でございます。そして、勝山市全体で整備を行ってきました公園、中央公園や旭公園なども都市公園ですが、その面積については、いままで必要であるということで整備をしまりましたので、その面積を維持していくというのが、我々行政としての努めでございます。いままでの面積は維持してくださいという国の指導をいただいておりますので、それに基づきまして、今回、ご指摘のとおり公園のなかでの駐車場の整備等、いろいろ検討をしたのですが、さきほど申し上げた、県立大学へのアプローチといったものも組み合わせ検討した結果、今回の寺尾の土地を公園の区域として新たに県立大学建築予定地として面積を減らした部分を、こちらで確保させて、勝山市全体の都市公園の面積を維持するという形を取らせていただきたいという結果になった次第でございます。
北山委員	では、ここに駐車場を作ると、博物館まで歩いて何分かかるのか。小さな子供が歩いて。距離はどれだけあるのか。そして、稼働率をきっちり出してください。そうでなければ、わかりましたとは言えない。

藤澤建設課長

先ほどからご指摘の稼働率についてですが、正直我々も、しっかりとしたデータをとってきた訳ではございませんで、いまここでどれくらい稼働しているのかをしっかりと示すことができませんので、申し訳ございません。その点につきましては、お詫びを申し上げます。ただ、コロナになる前は、基本的にはゴールデンウィーク中、夏休みの期間中、非常に多くの大渋滞を招いてまして、恐竜博物館から郡の徳兵衛さんの交差点、ひどいときには荒土の新保地域まで渋滞となっていたこともあります。そういったことで我々、1日あたり1万人を超えるような入場者数がありますと、北山委員がおっしゃているように、公園内にある1000台以上の駐車場を整備してまいりましたが、それでも足りずに、渋滞を巻き起こしていたという経緯がございます。そういった意味で、今の駐車場の台数を確保できるように駐車場の計画をしたいということを進めてまいりました。今、ご指摘の緻密な稼働率の計算をしたかということについては、そういったご説明はせずにはいままでの経験に基づいて、これだけの台数が必要だと思っています。

北山委員

恐竜博物館が建って、20年以上も経ちますよね。入場者数は減って、車も減ると思う。それを考慮してますか。だから稼働率をだしてと言っているのです。コロナのときはいいけれど、3年前とか4年前とか、そういったデータはないのか。どれくらい詰まっているのかとか。

藤澤建設課長

どれだけ詰まっているかのデータ取りはしておりません。

北山委員

では、必要性を何で判断したのか。10年ほど前までは混んでいた。それ以降で、徳兵衛まで並ぶことはあるのか。こんな下に駐車場は必要ないのでは。

藤澤建設課長

コロナの直前でも、徳兵衛の交差点までの渋滞はございました。ちょうど、その頃、私は公共交通を担当しておりましたので、五本寺の方でも立っていたのですが、いつもあの辺りまでの渋滞はございました。その当時、シャトルバスとしてJA中支店、越前大仏、最終的にはジオアリーナも使用してバスでお客さんを送迎しておりましたが、それでもあの辺りまでの渋滞はございました。

北山委員

昔の話でしょう、10年前ほどの。今は、農協さんの前からバスが行くようなことないのでは。

藤澤建設課長

ここ3年はありません。それは、コロナでお客さんも減りましたし、入館者数も一番ピークだと、1万3千人を超えておりましたが、今年は8千人までに抑えています。

北山委員

何月議会で通っているのか。ここに出す前に議会を通っているでしょう。

藤澤建設課長

今年の3月議会で関係予算を説明させていただいて、予算の内容とともに、今の整備の内容もご説明させていただきましてご承認いただいております。

田中昭司委員

やるのが逆だ。ここが一番先にやらなアカンのではないのか。県議会、市議会を通して、最終的に農業委員会って、そんなでたらめな話ないだろう。そしてさっきのシャトルバスは年間、何回出してますか。それはわかるでしょう。

藤澤建設課長

今、正確な日数までは申し上げられませんが、コロナになる前ですと、年間約20日間稼働しております。

北山委員

次の委員会までに、資料を揃えてください。今日どうしても決めなければいけないのならば、県に決めてもらいなさい。私らは、今日結論は出せない。技幹は？

藤澤建設課長	技幹は、別件で災害の打合せを行っておりまして、私が急遽代わりにこちらに来させていただきました。
議長 (松村会長)	先ほどの説明の中で、公園内に大学を作れないとの説明がありましたが、そういったことを加味すれば、今回の申請地に大学を作るという案がなぜ出てこなかったのかと思うのですが、その辺りはどうですか。恐竜博物館に近いから、ここだという表現でしたけれども、学生が1時間もかかって博物館へというのはダメだけれども、10分ほど歩けば、行けるのでしょうか？この駐車場から。田んぼを潰して、大学を作るべきではないのですか。何か弊害があるのですか。
藤澤建設課長	弊害というよりも、やはり恐竜博物館、博物館の学芸員や業務と大学をなるべく近くして、行き来をしやすくすることによって、お互いのメリットを高めたいというのが、県の考え方でございます。
議長 (松村会長)	近いというのは1分以内でないといけないのか、そういったのがあるのか。
藤澤建設課長	なるべく近くして、本当なら、同じ建物の中でというのが理想なのですが、建物の敷地の関係でうまくいかなかったので、なるべく近くて恐竜博物館の学芸員が県立大学に来る、県立大学の学生が恐竜博物館に行って、いろんなことを学ぶということを、カリキュラムの中でやっていきたいということです。
北山委員	あなたたちの説明を聞いていると、混雑するで、駐車場を下に作ると言っている。混雑するから学生さんが授業に遅れるということなら、田んぼに学校を作れば、混雑はしない。なぜ学校をそこにしなければいけないのか。
議長 (松村会長)	それを今、僕が申し上げたのですが、博物館と近くなければあかんのやという表現をされていました。
北山委員	県は恐竜博物館の近くで大学を作ると新聞で載っていたが、申請地も恐竜博物館に近い。
議長 (松村会長)	そんなにひどく遠いとは思いませんよね。
山内委員	近くに（隣接して）作らなければならないというその理由が、よく分かりません。申請地も近いと思いますが。やはり逆の方がいいのではと思う。田んぼを潰してガラガラの所を見られるより、大学を作った方がいいのではないかと思います。博物館への通り道ですから、よく見えますよ、ここは。勝山市民も見ます。
北山委員	入場者数が減り、下の駐車場に誰も停めるものがいなかったら、何をしたのだということになる。そんなのはよく考えないと。だから、公園の中に駐車場のスペースを見つければ、バスだけは、上に場所をつくらなければいけないけど、乗用車を停めるところは山の中にもいくらかもあるのではないかな。ブルで流して舗装すればいい。第3駐車場は舗装してなくて、砂利ではなかったか。
藤澤建設課長	何年か前に舗装して整備してございまして、白線もきれいに引いてあります。

北山委員	整備してあるのか。その舗装のお金ももらってはどうか。
廣瀬委員	ここが駐車場になると、ここで農業をしている方の農耕車が走ったり、防除の葉が飛んだり、刈り取りでほこりがかかったりなど、駐車をした方への迷惑と農耕車を動かしている人の安全、その辺りのところがちょっと。特に縦貫線から農地に入るときに、道は広くはなるけれども、一般の車と重なるところも結構あるのではと思います。この安全面を、特に農耕車に対する安全面、安心して防除、収穫ができるなど、そういうところの配慮や対策はお考えですか。
議長 (松村会長)	そういった対応についてはどうですか。
藤澤建設課長	実は、こちらにご説明させていただく前に、寺尾区全体と、耕作をされている農事組合法人の方にもご説明をさせていただいております。寺尾ファームさんからも同じようなお話がございましたが、今までも同じようにやってきているので、来場者の方に農業のことを理解してもらえるのであれば、というお話で、我々のご理解いただいたと思っております。
議長 (松村会長)	代替地はみてほしいとは言わなかったのでしょうか、寺尾ファームさんは。
藤澤建設課長	代替地の話は特にございませんでした。
田中昭司委員	今の関連ですけれども、農耕車が動くということは、春なら、どろどろの状態、上がってくるのですが、いっぺんいっぺん、農家の人は掃除しない。その時によそから来た車は苦情をいう方もいる。どう処理しますか。
藤澤建設課長	今の質問の答えになっていないかもしれませんが、寺尾ファームの方がおっしゃるには、あの一带は恐竜博物館へ県外、県内各地からお客さんが来られるので、農耕車が道路を汚した時には、すぐに自分達で掃除する、そういったことをずっと心がけてきている。そういったことも、市は理解してほしいということは、一番最初に強くおっしゃってございました。そういったところは今後も続けていくけれども、我々も頑張っているということを知ってほしいということ、強くおっしゃってました。
前田委員	近くでの農業をしている者として、一等地の農地が潰れるということが気がかりです。それと、この計画が進むとなると、徳兵衛のルートが更に混むと予想されます。その辺りも一考していただけないかなと思います。
藤澤建設課長	これは県の恐竜博物館の目標なのですが、今リニューアル工事を行っておりまして、いままで多いときで入館者数1日1万3千人の時がございました。リニューアルに伴い、博物館が広がるので、恐竜博物館の担当の方の目標としては1日1万5千人くらい入ってもらえるような運営をしたいと、担当レベルでの話しではありますが、そういった話がでております。我々にいたしますと、県に要望しておりますのは、今コロナが始まり、入場券は全部ネットで予約してお客さんがいっぺんに混まないように対応していただいています。これが周辺の方への渋滞対策として非常に効果がございまして、これからも、それを続けていってほしいとお伝えしていますし、近隣住民のみなさまに迷惑のかからないような館の運営をお願いしたいと、これからもずっと要望していきたいと思っております。
前田委員	ここに信号は付くのですか。
藤澤建設課長	確定ではございませんが、事前に警察にもこういった計画も事務レベルでご相談している中で、信号がすぐ付くというお返事はいただいております。

議長 (松村会長)	その他ございますか。 ないようですが、承認についてはどうしますか。
北山委員	承認するなら、私が言った資料の提出をしてください。どうしても今月に決めなければいけないのなら、3日後とか1週間後とかにもう一度農業委員会を開いてはどうでしょうか。
議長 (松村会長)	資料不足もありますので、今月の会議では、承認まで至らないということで、この議案は一旦保留とさせていただきます。
田中政男委員	ひとつよろしいでしょうか。中間管理機構との契約はどうなっていますか。そして農業振興地域の除外についてはどのように進めていくのか、そのあたりの関連について教えてください。
事務局	現在エコファームてらおさんが耕作されております。こちらは中間管理機構を介しまして、農地の貸し借りを行っておりますので、当然、解約の手続きを進めなければなりません。解約手続きに関しましては、今後、正式に農業振興地域からの除外、この手続きを進めるのと同時に、解約の手続きを進めたいと思っています。また、当然、エコファームさんとも話を進めておりますので、今後、話が進めば、解約の手続きをとらせていただくこととなります。
田中政男委員	農業員会で決まってから、解約の手続きを進めるということですね。
議長 (松村会長)	そうです。農振除外手続きが先になりますので、それからの話になります。
事務局	また、農振除外の手続きに関して、県の許可が下りるのかどうかというところについて、県に確認しております。今回の案件に関しましては、県立大学の学部の設置が根幹となっておりますので、申請があれば、許可の方向で進めると伺っています。
議長 (松村会長)	許可を受けやすいのは、大学を作るとした方が許可を受けやすいのではないのでしょうか。実際にはどうなのか。
事務局	どちらも同じかと思われませう。
北山委員	今入場者数はどれくらいですか。
藤澤建設課長	多いときで、8000人ほどです。
北山委員	いま8000人で、そんなに簡単に来ない。第3駐車場はいっぱいになっているのか。
藤澤建設課長	今年の、お盆、ゴールデンウィークはいっぱいになっております。
北山委員	だから、第3駐車場が何日稼働したのか、データを出してほしい。
藤澤建設課長	次回までにしっかり整理してまいります。
北山委員	多めに書かないように。農業委員会で否決されても、県の方で勝手に(許可の判断を)されるということだから。一般市民から(聞かれても)、農業委員会はあかんと言ったけど、県が勝手にしたんだと言えばいいだけ。結局、駐車場を作れば、小言が出ると思う。その時に、建設課の説明が十分ではなかったから、(農業委員会は)あかんと言ったけど、県が勝手にやんなさったとなる。結果はそうになってしまう。

松田委員	たぶん、ここを駐車場にしても空っぽだと思う。それが優先順位をつけ、第3駐車場からいれていくとか、ここを満タンにしてから違う場所にいくとかしないと。でないと、空っぽというのが目に見えていると思う。私は田んぼを潰すというのが嫌だという思いがある。ここに大学が建つというのなら、まあ仕方ないかなと思うけれど、駐車場というのは、良くないと思う。
議長 (松村会長)	有料の駐車場でもないので、お金もはいつてきませんしね。
松田委員	ここが空っぽになっているのを見せさせるのが良くないと思うので、ここから一番最初に入れていくとかしないと、いっぱいにはならないと思う。
議長 (松村会長)	博物館に近い駐車場がいっぱい空いているのに、一番最初のお客さんから、第3駐車場にとめなさいと言われても、それは上手くいかないかなとは思いますがね。
松田委員	そうですね、普通、最初にきたら、一番近いところの駐車場に入れてしまうでしょうね。
北山委員	こんな大事なことを資料1枚だけで、合点しろという方が難しい。これも資料でもない。田んぼを潰す、農振除外をするという重要な会議なのにも関わらず、この紙1枚だけが資料なのか。農業委員会を軽く見ているのではないのか。資料出せとって、今出しますとって、絵を書いただけのものを持ってきて。これは公文書になるのか。
藤澤建設課長	公の会議に出させていただいておりますので、公文書に該当すると私は思います。
北山委員	どこに書いてあるのか。こういったことは、きちんとデータを出して、駐車場が必要だという説明をしなければ、いくらしたって同じような事ばかりを言っているようになる。始めから、なぜ来なかったのか。そして、法律があーだこーだ言って、こっちが法律出せといたら、法律はないんだと言う。何を言っているのか。何を勉強して役所にいるのか。法律とか条例とかを勉強するという認識がないのでは。だから、今日はもう結論は出せない。会議が始まって1時間半になる。コロナもあるし、会議規則を守らなければいけない。どうしてもやらなければならないのなら、別の日に寄ればいい。1週間とか10日とか後とかにしてはどうか。
議長 (松村会長)	資料が不足しておりますので、今回は保留にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。 もし、急を要することがありましたら、臨時委員会を招集するかもしれませんが、一応、ご了承していただきたいなと思います。ではこの件は保留とさせていただきます。 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)

議長  
(松村会長)

このことについてご意見、ご質問はありませんか。  
その他に入ります。  
大雨による農地等の被害状況について事務局よりお願いします。

事務局

(報告)

(質疑応答)

議長  
(松村会長)

次に、コキア紅葉まつりについて事務局よりお願いします。

事務局

(説明)

(質疑応答)

議長  
(松村会長)

では、時間が長くなりましたが、これで終了としたいと思います。  
最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局

次回の農業委員会は、9月26日(月)午後1時30分から、第1会議室にて  
開催予定としております。また、農地利用最適化推進委員会は9月30日  
(金)に開催予定としております。

議長  
(松村会長)

以上で8月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、  
閉会のことばを職務代理が申し上げます。

辻職務代理

閉会の言葉